

# 令和6年度 松山市立雄郡小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月23日 改訂

## 【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、雄郡小学校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

## 【いじめ防止対策委員会（校内・校外）】

### 【校内（生徒指導部会）】

管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、保健主事

### 【校外（すこやかな雄郡の子を育てる会）】

PTA、学校評議員、公民館等

### 【外部専門家（必要に応じて）】

教育支援センター  
弁護士  
所轄警察署等  
(スクールカウンセラー)

## 【関係機関】

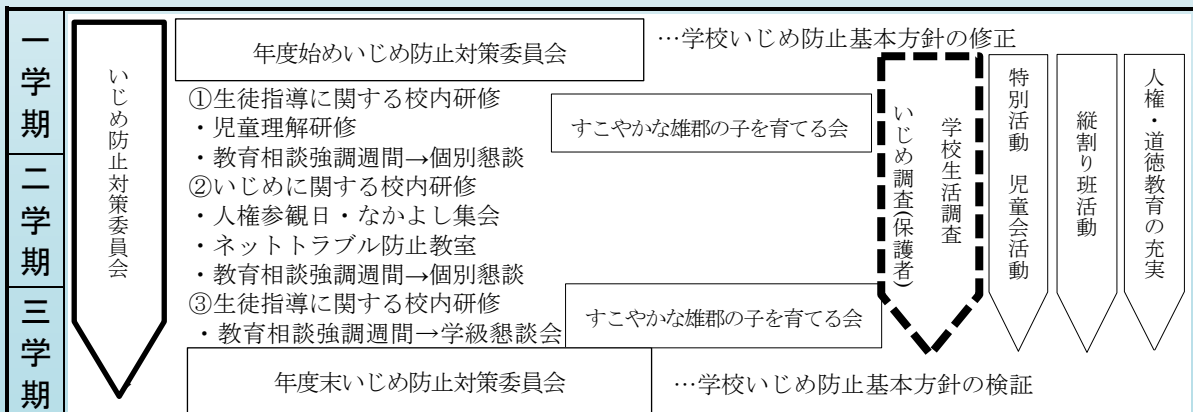
松山市教育委員会  
松山市子ども総合相談センター  
県福祉総合支援センター  
医療機関  
法務局  
愛媛大学等

## 未然防止

児童一人一人が安心して過ごせる居場所づくりと友達とつながり合える仲間づくりを進めます。

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にすることを指導に努める。各教科等の年間指導計画に、必要に応じていじめの防止の視点を盛り込む。
- ④ 特別の教科 道徳を要として、全教育活動を通して道徳的実践を培う道徳教育の充実に努める。
- ⑤ 教師と児童、児童相互の温かい人間関係づくりを通し、認め合い、励まし合い、支え合う仲間・集団づくり（支持的風土の育成）に努める。
- ⑥ 児童が自主的にいじめ防止に取り組む活動を計画する。児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げる等、学校全体で取り組む活動を計画する。また、松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に参加し、児童自らが自校のいじめの問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会[いじめ防止対策委員会（校内・校外）]を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域住民の理解を得る。

## 【いじめ防止対策年間計画】



早期  
発見

児童の生活の様子をしっかりと見取り、いじめの早期発見に努めます。

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。(学年会、生徒指導部会、企画会、職員会議の有効活用)
- ② 毎月、児童を対象にいじめに関する学校生活調査を実施するとともに、学期ごとの保護者アンケート、個別面談、生活日記の活用、なかよしポストの設置等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談強調週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。またその充実を図るために、スクールカウンセラー等の専門家の活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の周知を行い、活用する。いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・即対応・早期解決を図る。
- ⑤ 相談機関等の周知を行う。学校以外の相談窓口(「松山市子ども総合相談」等)について知らせる。

早期  
対応

いじめやいじめが疑われる行為を発見・通報を受けたときには、組織的に対応し、被害児童を守り通します。

- ① いじめへの初期対応(発見・相談を受けた場合)
 

いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちに止めさせる。いじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から的確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的な対応
 

教職員は問題を一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
 

児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
 

児童から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解も得た上で特別の指導計画(出席停止も視野に入れて立てる。)ほか、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
 

学校生活調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
 

「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応
 

リーフレットを活用した指導、教職員研修、保護者への啓発、児童に対する指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡し、直ちに削除をする措置をとる。
- ⑧ 警察等との連携
 

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
 

重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに、教育委員会に報告の上、学校の下に調査委員会、対策委員会等の組織を設け、調査、改善方針の策定等を行う。調査等を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気が付きましょう。</li> <li>○ 子どもの様子がいつもと違うと感じたら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。</li> <li>○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。</li> <li>○ わが子が「いじめる側」にならないよう話を聞いて聞かせましょう。</li> <li>○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
地域に求めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。</li> <li>○ いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。</li> <li>○ 子どもたちは「地域の宝」です。地域の子どもにとっての安らぎの場となるようにしましょう。</li> </ul>